

東毛ワイルドナイツラグビースクール規約

第1章 名称及び事務所等

第1条 本スクールは、東毛ワイルドナイツラグビースクールと称する。

第2条 本スクールは、事務所を代表宅に置く。

第3条 本スクールは、太田市ラグビーフットボール協会に加盟する。

第2章 目的及び活動

第4条 本スクールは、東毛地域において、ラグビーフットボール競技を通じ子供達の健全育成と地域のスポーツ文化の発展を図ることを目的とする。

第5条 本スクールは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) ジュニア、ミニラグビー及びタグラグビー等の競技並びに普及
- (2) 群馬県ラグビーフットボール協会及び太田市ラグビーフットボール協会等が主催する各種事業への参加及び協力支援
- (3) その他本スクールの目的を達成するために必要な活動

第6条 本スクールは、別に定める運営マニュアル、安全対策マニュアル等に従い、会員の安全を最優先に活動する。

第3章 構成

第7条 本スクールは、東毛地域周辺に在住し、ラグビーフットボールを愛好する中
学校生徒、小学校児童及び幼児並びにその保護者（生徒会員）と、本スクー
ルの趣旨に賛同してラグビーフットボールの技術指導を行うボランティア
（コーチ会員）で構成する。

- 2 生徒会員は、毎年度、所定の入会申請書を代表に提出した者とする。
- 3 生徒会員は、年会費、公式戦出場等特定の活動に係る諸費用を納入しなければならぬ。
- 4 コーチ会員は、入会の意思を示し、代表がこれを了承した者とする。

第4章 運営、その体制、役員

第8条 本スクールの運営体制は、別紙1の通りとする。

第9条 本スクールに次の役員を置く。但し、会計及び監事を除き、複数の職を兼ねることができる。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名（但し、設置は任意）
- (3) 事務局長 1名
- (4) 安全対策責任者（JRFUに登録された者） 1名
- (5) ドクター 若干名
- (6) 会計 1名

- (7) 中学部代表コーチ 1名
- (8) 小学生高学年クラス代表コーチ 1名
- (9) 小学生中学年クラス代表コーチ 1名
- (10) 未就学児・小学生低学年クラス代表コーチ 1名
- (11) 監事 1名

第10条 役員で構成する代表コーチ会議を、代表の下に置く。

- 2 代表コーチ会議は、年間方針（運営体制、指導指針、年度スケジュール等）、安全対策、スクール全体の運営（運営マニュアル、安全対策マニュアルを含む）、会計等の重要事案を審議し、代表の決定を補佐する。
- 3 代表コーチ会議は、毎月1回開催する。但し、必要に応じて随時開催することができる。
- 4 代表は、審議に必要な会員に参加を要請することができる。

第11条 各クラス代表コーチは、年間方針に基づいて、練習メニュー、練習試合等を決定する。但し、各クラスのコーチ会員の意見に傾聴すること。

第12条 本スクールに、第9条に定める役員の他、相談役を置くことができる。

第5章 会計

第13条 本スクールの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本スクールの経費は、会費、各種補助金及び助成金並びにその他の収入をもってこれに充てる。

第15条 年会費は、5千円とし、入会申請書を提出するとき一括で納入するものとする。但し、代表は、必要に応じて年会費の額を減じることができる。

第6章 その他

第16条 本スクールの会員に係る個人情報の収集は、本スクールの運営に関わる目的のために必要最小限の範囲で行うものとし、その利用、提供及び管理は適正に運用するものとする。

第17条 本規約の改正は、代表コーチ会議の承認を得て、代表が決定する。

附 則 この規約は、令和4（2022）年2月27日より実施する。